

平成 19 年（排）第 17 号

排 除 命 令 書

東京都豊島区東池袋一丁目 30 番 12 号

三宝商事株式会社

同代表者 代表取締役 川 端 健 嗣

公正取引委員会は、上記の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 三宝商事株式会社は、取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している別表の「商品」欄記載のヘナ配合の染毛料 4 品目の取引に関し、一般消費者の誤認を排除するために、同表の「番号」欄 1 及び 2 記載のヘナ配合の染毛料については同表の「表示期間」欄記載の期間に当該染毛料の包装箱において、また、同表の「番号」欄 3 及び 4 記載のヘナ配合の染毛料については同表の「表示期間」欄記載の期間に当該染毛料の包装箱及び容器においてそれぞれ行った、あたかも、これらのヘナ配合の染毛料にヘナによる染毛効果があるかのように示す表示は、事実と異なるものであり、かかる表示は、これらのヘナ配合の染毛料の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。
- 2 三宝商事株式会社は、今後、前項記載のヘナ配合の染毛料又はこれらと同種の染毛料の取引に関し、同項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- 3 三宝商事株式会社は、今後、第 1 項記載のヘナ配合の染

毛料又はこれらと同種の染毛料の取引に関し，同項の表示と同様の表示を行うことにより，当該染毛料の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

- 4 三宝商事株式会社は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事 実

- 1 三宝商事株式会社（以下「三宝商事」という。）は，肩書地に本店を置き，化粧品等の製造販売業を営む事業者である。
- 2 (1) 三宝商事は，別表の「商品」欄記載のヘナ配合の染毛料４品目（以下「ヘナ染毛料」という。）を，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。
(2) 三宝商事は，ヘナ染毛料の包装箱及び容器の記載内容を自ら決定している。
(3) ヘナは，北アフリカから南西アジア等の地域にかけて広く分布している低木で，その葉を乾燥，粉碎したもの等が染毛料やヘアトリートメントの成分として利用されており，一般に，染毛効果，髪傷みを補修する効果及び髪の水分の流出を防ぐ保湿効果があるといわれている。

また，ヘナは，一般に「ヘナ」，「ヘンナ」，「HENNA」，「H e n a」などと表記されている。

- 3 三宝商事は，ヘナ染毛料を一般消費者に販売するに当たり，別表記載のとおり，例えば，同表の「番号」欄１記載の「ヘナカラーリングヘアクリーム ブラウン」と称するヘナ配合の染毛料について，平成１６年８月ころから平成１９年２月ころまでの間，当該染毛料の包装箱（別添写し）の表面に「H e n a」と大きく記載した上で，「「ヘナ」のトリートメント効果とカラーリング効果を生かした、年齢とともに細くなってくる髪にハリとツヤを取り戻しながら、少しずつ自然な栗色に着色してゆくヘアクリーム。」と記載することにより，あたかも，ヘナ染毛料に配合されているヘナによる染毛効果があるかのように示す表示をしているが，実際には，当該染毛料におけるヘナの配合比率は極めて低いものであることから，ヘナによる染毛効果はほとんどないものであった。

法 令 の 適 用

上記事実によれば、三宝商事は、ヘナ染毛料の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって、かかる行為は、景品表示法第4条第1項第1号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成19年6月26日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委 員 三 谷 紘

委 員 山 田 昭 雄

委 員 濱 崎 恭 生

委 員 後 藤 晃

別 表

番号	商 品	表 示 期 間	表 示 媒 体		表 示 内 容
1	ヘナカラーリング ヘアクリーム ブラウン	平成16年8月ころ から平成19年2月 ころまで	包装箱		表面に大きく「H e n a」,「ヘナ」のトリートメント効果とカラーリング効果を生かした、年齢とともに細くなってくる髪にハリとツヤを取り戻しながら、少しずつ自然な栗色に着色してゆくヘアクリーム。」
2	ヘナカラーリング ヘアクリーム ブラック	平成16年8月ころ から平成19年2月 ころまで	包装箱		表面に大きく「H e n a」,「ヘナ」のトリートメント効果とカラーリング効果を生かした、年齢とともに細くなってくる髪にハリとツヤを取り戻しながら、少しずつ自然な黒色に着色してゆくヘアクリーム。」
3	ヘナカラーリング フォーム ブラウン	平成17年2月ころ から平成19年2月 ころまで	包装箱・ 容器	包装箱	表面に大きく「H e n a」 左側面に「ヘナのカラーリング効果 白髪を自然な栗色に」
				容器	表面に大きく「H e n a」(包装箱の表面の透明部分から容易に見える部分)
4	ヘナカラーリング フォーム ブラック	平成17年2月ころ から平成19年2月 ころまで	包装箱・ 容器	包装箱	表面に大きく「H e n a」 左側面に「ヘナのカラーリング効果 白髪を自然な黒色に」
				容器	表面に大きく「H e n a」(包装箱の表面の透明部分から容易に見える部分)